



この度の東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

**東日本大震災に対処するための特例措置の取扱いについて(企業年金関係)**

5月9日のPENSION NEWSにおいて、『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律』(法律第40号)等により設けられた特例措置のうち、企業年金関係の特例措置につきご案内申し上げておりました。

今般、下記①・②の厚生労働省課長通知が発出され、当該企業年金関係の特例措置に係る取扱いの細部が示されましたので、その概要につきご案内申し上げます。

- ① 『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の標準報酬月額の変更の特例措置について』(年管管発0509第2号)
- ② 『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額の変更及び掛金等の免除の特例の事務処理等について』(年企発0511第1号)

◎ 標準報酬月額の変更の特例等に係る主な取扱いについて

特例	主な取扱い
標準報酬月額の変更の特例 特定被災区域の事業所の事業が大震災による被害を受け、賃金が著しく変動した場合、厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定できる。	<特例適用に係る届出> 特例を受けようとする事業主は、現行の被保険者報酬月額変更届のほか、東日本大震災に関する被害状況申立書<様式1>により日本年金機構に届け出る。  [参照]年管管発0509第2号 第2、様式1
厚生年金基金の標準給与の月額の変更の特例 上の特例により標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合、賃金に著しい変動の生じた月から標準給与を改定できる。	<特例適用に係る届出> 特例を受けようとする事業主は、対象とする加入員の「氏名及び性別」、「加入員番号」、「報酬の月額」を記載した届出書を厚生年金基金に提出する。  [参照]年企発0511第1号 第1
	<特例適用に係る規約変更> 厚生年金基金は、特例を実施するにあたり、届出書の下部欄外に「震災分」と朱書きのうえ、厚生年金基金規約変更の届出を行う。なお、この規約変更は、理事長専決で差し支えない。  [参照]年企発0511第1号 第3、参考3(規約例)

◎ 保険料の免除の特例等に係る主な取扱いについて

特例	主な取扱い
<p>保険料の免除の特例</p> <p>特定被災区域の事業所において、賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険料(被保険者本人負担分及び事業主負担分)を免除できる。</p>	<p>&lt;特例適用に係る届出&gt;</p> <p>特例を受けようとする事業主は、東日本大震災に関する被害状況申立書&lt;様式1&gt;及び免除申請書&lt;様式2&gt;により日本年金機構に届け出る。</p> <p>なお、報酬の実態を反映したものであることが必要であるため、上記「標準報酬月額の変更の特例」の届出の後(もしくは同届出と同時に)に申請することになる。</p> <p>[参照]年管管発 0509 第2号 第3、様式1、様式2</p> <p>&lt;特例適用終了に係る届出&gt;</p> <p>特例を受けている事業主は、免除の要件に該当しなくなったときは、免除終了届&lt;様式5&gt;を日本年金機構に提出する。</p> <p>[参照]年管管発 0509 第2号 第3、様式5</p>
<p>厚生年金基金の掛金又は徴収金の免除の特例</p> <p>厚生年金保険料を免除された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合、免除保険料額を免除できる。</p> <p>また、免除された免除保険料額は最低責任準備金に加算されない。</p>	<p>&lt;特例適用に係る申出&gt;</p> <p>特例を受けようとする事業主は、「事業所の名称及び所在地」、「厚生年金保険の保険料免除期間が開始した年月」を記載した申出書を厚生年金基金に提出する。その際、厚生年金保険の保険料を免除されたことを明らかにすることができる書類(厚生年金保険料免除決定通知書の写)を添付する。</p> <p>[参照] 年企発 0511 第1号 第2、参考1-1 年管管発 0509 第2号 様式3</p> <p>&lt;特例適用に係る通知&gt;</p> <p>厚生年金基金は、特例を適用する場合、事業主にその旨を通知する。また、厚生年金基金から当該通知があった場合、事業主はその旨を加入員に通知する。</p> <p>[参照] 年企発 0511 第1号 第2、参考1-2</p> <p>&lt;特例適用終了に係る届出&gt;</p> <p>特例を受けている事業主は、厚生年金保険料の免除の要件に該当しなくなったことを日本年金機構に届け出た場合、次の事項を記載した届書を厚生年金基金に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の名称及び所在地</li> <li>・厚生年金保険料の免除の要件に該当しなくなったことの届出をした年月日</li> <li>・厚生年金保険料の免除期間が終了した年月</li> </ul> <p>[参照] 年企発 0511 第1号 第2、参考2-1 年管管発 0509 第2号 様式5</p> <p>&lt;特例適用に係る規約変更&gt;</p> <p>厚生年金基金は、特例を実施するにあたり、届出書の下部欄外に「震災分」と朱書きのうえ、厚生年金基金規約変更の届出を行う。なお、この規約変更は、理事長専決で差し支えない。</p> <p>[参照]年企発 0511 第1号 第3、参考3(規約例)</p>

厚生年金基金の掛金又は徴収金の免除の特例(再掲)	<p>&lt;免除額に係る記録&gt;</p> <p>特例を実施する厚生年金基金は、掛金等の免除を行った場合、『厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて(昭和42年3月28日年企発第20号)』の様式14号の4の備考欄に免除額を記載する。</p> <p>[参照]年企発0511第1号 第3</p>
	<p>&lt;免除の実施状況等に係る報告&gt;</p> <p>特例を実施する厚生年金基金は、掛金等の免除の実施状況等について、納付月に応じた所定の期限までに、「震災による掛金等免除報告書(様式第1号)」により地方厚生局に報告する。</p> <p>[参照]年企発0511第1号 第3、様式第1号</p>

以上